

草加市AED設置補助金交付要綱

〔平成21年5月25日〕
告示第 335号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、草加市内の幼稚園及び保育所が、AEDを設置する事業に対し、費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてAEDとは、薬事法（昭和35年法律第145号）の許可を受け市販されている自動体外式除細動器のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号に基づく認可を受け、現に草加市内で開業している事業者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく認可を受け、現に草加市内で開業している事業者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助限度額及び補助限度台数は別表のとおりとし、予算の範囲内で市長が定める額を限度として交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条による補助金の交付を請求しようとするときは、草加市AED設置補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定通知)

第6条 規則第8条の規定による通知は、草加市AED設置補助金交付決定・否決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助対象事業者は、交付決定通知書に記載された補助対象事業の内容について変更しようとするとき又は事情の変化により中止しようとするときは、あらかじめ草加市AED設置補助金内容変更等承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、

その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日後、規則第13条の規定により、速やかに、AED設置完了届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による通知は、草加市AED設置補助金交付額確定通知(第5号様式)によるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第18条第2号に規定する市長が定めるものは、AEDとする。

2 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業により取得した日から5年間とする。

(交付の請求)

第11条 補助金の交付を請求しようとするときは、草加市AED設置補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消通知)

第12条 規則第16条第3項において準用する規則第8条第2項の規定による通知は、草加市AED設置補助金交付決定取消通知書(第7号様式)によるものとする。

(調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、AEDについて調査することができる。

(公開)

第14条 この要綱に基づきAEDを設置した場合は、設置場所及び設置台数について草加市のホームページ等により公開するものとする。

(補助金の見直し)

第15条 この補助金は、平成23年度までに見直しを行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	1 AED及びバッテリー、電極パッドその他附属品の購入費（以下「購入費」という。） 2 AED等の取付費用 業者に設置を依頼する場合に限るものとし、AED等の購入と併せて依頼する場合は、当該購入費を含む。
補助限度額	補助対象経費の2分の1以内とし、150,000円を限度とする。
補助限度台数	1施設1台とする。

備考 補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第1号様式（第5条関係）

草加市AED設置補助金交付申請書

年 月 日

草加市長

あて

団 体 名

住 所

申請者 代表者氏名

印

電 話

草加市AED設置補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

施設所在地	
施設名	
申請額	円
設置場所	
受 付 欄	経 過 欄

（注1） 太線の枠内を記入してください。

（注2） 設置場所の平面図を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長



草加市AED設置補助金交付決定・否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草加市AED設置補助金の交付について、次のとおり決定・否決定しましたので、通知します。

交付決定額	円
交付の条件	<ol style="list-style-type: none">1 AEDは、薬事法の許可を受け市販されている本体、バッテリー及び電極パッド等の附属品を購入すること。2 電極パッドについては、成人用と共に小児用も購入すること。3 施設の主な出入り口に、AEDが設置してあることが分かるような表示を設けること。4 補助対象事業者は、地域と連携し、緊急時にはAEDを広く活用できるように努めること。5 AEDの使用に関し、必要な講習会を受講すること。6 その他（ ）
否決定の理由	
注意事項	補助金を受け設置したAEDを譲渡し、交換し、又は担保に供した場合は、当該補助金を返還していただくことがあります。

第3号様式（第7条関係）

草加市AED設置補助金内容変更等承認申請書

年 月 日

草加市長 あて

団 体 名
住 所
申請者 代表者氏名
電 話

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市AED設置補助事業を次のとおり変更・中止したいので、草加市AED設置補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

変更等の内容	
変更等の理由	
添付書類	

第4号様式（第8条関係）

草加市AED設置完了届

年 月 日

草加市長 あて

団 体 名
住 所
代表者氏名
電 話

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市AED設置補助金について、当該事業が完了したので、次のとおり報告します。

設置場所	草加市	
完了年月日	年 月 日	
AED	メーカー名	
	型式	
設置位置		
※受付欄	※経過欄	

(注1) 太線の枠内を記入してください。

(注2) 本申請書の他に支出額の分かる領収書及び内訳書の写し並びに設置状況の分かる写真を添付してください。

第5号様式（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長



草加市AED設置補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草加市AED設置補助金の交付額について、次のとおり確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額

円

第6号様式(第11条関係)

草加市AED設置補助金交付請求書

年 月 日

草加市長

あて

団 体 名

住 所

代表者氏名

㊞

電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市AED設置補助金について、次のとおり請求します。

補助金請求金額	円	
補助金振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	
※受付欄	経過欄	

(注1) 太線の枠内のみご記入ください。

(注2) 振込先口座番号が分かる通帳の写しを添付してください。

第7号様式(第12条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長



草加市AED設置補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号の草加市AED設置補助金の交付決定
を取り消しましたので通知します。

取消しの理由